

議 事 録 (要旨)

平成28年12月12日(月)午前10時から、福井市役所本館8階第8会議室A Bにおいて農政部会が開催された。

○議事及び審議結果

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第10号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	交付決定

2 報告事項

議案番号	議 案 名
第9号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明について
第10号報告	農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の報告について
第11号報告	農業者年金の裁定請求について

3 その他

○出席委員 20名

1番	長谷川	忠	夫	
2番	吉川		強	
3番	伊藤	義	明	
4番	西畑	博	光	
5番	齊藤	和	栄	
6番	和田	清	信	
7番	牧野	順	孝	
8番	清水	重	勝	
9番	吉田	徳	寧	
10番	田端	秀	雄	
11番	白崎	俊	行	
12番	廣部		厚	
13番	吉田	光	範	
14番	吉田	明	美	
15番	谷本	忠	士	
16番	中川	洋	一	(農政部会長職務代理者)
17番	市村	武	男	(会長職務代理者)
18番	池森	幹	夫	(農政部会長)
19番	細江	昭	夫	(会長)
	武澤	義	明	(会長職務代理者)

○出席職員

農業委員会事務局

局長	石川	行	芳
主任	島田	竜	彦
主幹	塚本	泰	行
主幹	藤田		收
主事	富平	一	博

開 会 午前10時00分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

18番 池森部会長 (議長) ただいまから平成28年12月農政部会を開会いたします。それでは、議事に入ります前に、議事録署名員の選任について、お諮りします。議事録署名員につきましては、議事規則第19条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、私の方から指名させていただきます。議席番号 12番 廣部委員、13番 吉田光範委員、ご両名よろしくお願ひします。それでは、議事に入ります。審議事項、第10号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第10号議案 説明)

議 長 ただいまの説明と併せまして、当番委員として現地調査をされた清水委員から報告をお願いいたします。

8番 清水委員 (第10号議案 現地調査結果報告)

議 長 ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はありませんか。

(特に声なし)

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第10号議案につきましては、原案のとおり適格者証明を交付することに

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、報告事項に移ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第9号報告「農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第9号報告 説明)

議 長

ただいまの説明と併せまして、当番委員として現地調査をされた清水委員から報告をお願いいたします。

8 番
清水委員

(第9号報告 現地調査結果報告)

議 長

ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
次に、第10号報告「農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の報告について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第10号報告 説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

次に、第11号報告「農業者年金の裁定請求について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第11号報告 説明)

議長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

次に、「その他」に移ります。

11月の農地部会の報告を、武澤会長職務代理者よりお願いします。

武澤会長
職務代理者

(11月農地部会 審議結果報告)

議長

ありがとうございました。

その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程について報告)

(「農地利用の最適化に関するモニター」の推薦について報告)

(「全国農業担い手サミット」資料の配布について報告)

3番
伊藤委員

農業者年金を薦めた際に、株式会社として法人化しており厚生年金をかけているため、農業者年金に加入できないということがあったのだが、厚生年金に加入している場合は、営農組織の従業員でも農業者年金に加入できないということでしょうか。

事務局

農業者年金は国民年金の第1号被保険者に加入資格がある年金でございますので、厚生年金加入者の方には残念ながら加入していただくことができません。他の委員の皆様方におかれましても国民年金の第1号被保険者の方にお声かけをしていただけるとありがたいと思います。

6番
和田委員

農業委員会制度改正ブロック別説明会に農業委員が招集されるのであれば案内はあるのか。他には誰が参加するのか。

事務局 ブロック別説明会につきましては、委員各位にはご連絡を申し上げる予定ではございますが、ここでは日程のことだけお伝えさせていただきます。詳細につきましては後日、書面にてお知らせさせていただきます。

 また、市政広報でもお知らせしますが、基本的には農業者及び農業関係団体の方が対象でございます。特に農家組合長などと限定はしておりません。農業者の方であれば誰でもお越しいただきたいという内容でございます。

議 長 他にございませんか。

9 番
吉田委員 農家組合長には案内を出さないのか。農業委員には案内は出すが、その他については出さないということか。

事務局 農家組合長につきましては、年が明けてから農家組合長会議がございますので、その時に同じ資料で募集をしますという内容を簡潔に説明させていただきます。

議 長 他にございませんか。

 (特に声なし)

議 長 それでは、本日の審議内容の総括を、中川部会長職務代理者からお願いいたします。

中川部会長
職務代理者 (審議内容 総括)

議 長 これをもちまして、12月農政部会を閉会いたします。慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉 会 午前10時28分